

— 令和 6 年度 交通遺児奨学・育成金給付申請要領 —

令和 6 年度より、他の奨学金(貸与型・給付型)との併用が可能となりました。

1. 申請資格基準

- a. 交通事故が原因で保護者が死亡または後遺障害を負ったご家庭のお子さま
- b. 上記の後遺障害とは身体障がい者手帳 1 級～4 級の等級であること
- c. 保護者の年間総所得が 400 万未満であること
- d. 留年や休学中またはその予定もないこと
- e. その他、給付規程による事項

2. 給付の種別

育 成 金・・・小学生 48,000 円・中学生 54,000 円・高校生 96,000 円
奨 学 金・・・専修(専門)学校生 120,000 円・大学生 240,000 円
激 励 金・・・小学校入学生 15,000 円・中学校入学および卒業生 20,000 円
見 舞 金・・・交通事故から 1 年以内に交通遺児と認定された小・中・高校生 30,000 円
リーダー育成金・・・海外派遣として 500,000 円 (最大)・国内派遣として 60,000 円

3. 提出書類

申請を希望者は以下の書類を揃えて、当会事務局へ提出してください。

- (1) 奨学・育成金給付申請書・・・様式第 1 号 (当会ホームページからもダウンロードできます)
- (2) 戸籍謄本・・・・・・・・・・令和 6 年 4 月以降のもの
- (3) 所得証明書・・・・・・・・・・令和 6 年度 (令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日分)
- (4) 在学証明書・・・・・・・・・・令和 6 年 4 月以降のもの
- (5) 後遺障がい者手帳の写し・・・交通事故での負傷および等級が証明できるページ
- (6) 振込先通帳の写し・・・・・・・・口座番号、名義人が確認できるページ (保護者または本人名義)

申請書締め切り▶▶▶令和 6 年 8 月 15 (木) 必着

4. 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請書は 1 人につき 1 枚記入してください。
- (2) お子さまが複数いる場合、重複する書類は原本を一部取得し最年長のお子さまに添付してください。
- (3) 誤記入した場合、二重取り消し線を引き空いている箇所書き直してください。(訂正印不要)
なお、訂正箇所が多数の場合は新たに書き直してください。
- (4) 提出される書類は給付審査で使用するものであり、当会個人情報規程に基づき厳重に管理します。
- (5) やむを得ない理由で提出期限を過ぎる場合は、必ず当会事務局へご相談ください。連絡がなくかつ期限を過ぎた場合は、申請の希望がないと判断します。

5. 申請書提出先(問い合わせ先)

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会 (担当：塩川)
〒900-0027 那覇市山下町 18 番 26 号 (山下市街地住宅 2 階 B-211 号室)
TEL : 098-987-0743 / FAX:098-987-0744
Mail : okinawaken.koutuijie@swan.ocn.ne.jp